

07-認シス第 0531 号

2007 年 3 月 30 日

マネジメントシステム審査登録機関 各位

財団法人日本適合性認定協会  
システム認定部

既認定の品質及び／又は環境マネジメントシステム審査登録機関から ISO/IEC 17021 マネジメントシステム認証機関に移行する場合の当該機関に対する新認定証の発行要領、及び新認定証記載事項に係る通知依頼について

本協会は、今般、ISO/IEC 17021 の発行を踏まえ、同規格に対応した認定基準 (JAB MS100-2007)、認定手順 (JAB MS200-2007) 及び認定証管理規則 (JAB N420-2007) を制定しました。

これに伴い、本協会は、ISO/IEC 17021 (JAB MS100) に対する移行を承認したマネジメントシステム認証機関に対して、JAB MS200 の 4.2 項、9.4 項に基づき、JAB N420 に定める新たな認定証を下記要領により発行します。

また、この新認定証における各機関の認定番号は、現行の認定番号から JAB N420 の認定番号体系に基づく新たな認定番号に変更となります。各機関の新認定番号について、認定番号中の記号を R (Registration) から CM (Certification of Management System) に変更するとともに、新認定番号を下記要領により採番し、付与します。

なお、新認定証の記載事項に係り、下記 4. の要領に基づき、該当する場合、希望する新たな機関名称について、本協会への連絡をお願いいたします。

## 記

### 1. 新認定番号の採番及び付与要領

#### 1.1 一法人に一つの新認定番号を付与する場合

- a) ISO/IEC 17021 への移行審査開始期日である 2007 年 5 月 22 日時点<sup>(注1)</sup>において、JAB R100 及び／又は JAB RE100 の認定基準に基づく認定を授与している機関 (法人) に対し、当該認定を授与した時期<sup>(注2)</sup>の早い順に一法人に一つの新認定番号を採番し、付与を予定 (予約) する。
- b) 各機関に対する ISO/IEC 17021 への移行の承認に伴い、予定した新認定番号を正式に付与し、新認定証を発行する。なお、当該移行が承認されなかった場合の予定番号は欠番とする。

- 1.2 同一法人が「複数の異なるマネジメントシステム認証機関」としての認定を希望し、一法人に複数の新認定番号を付与する場合
- a) 当該法人が希望する、いずれか一つの認証機関に対しては、前 1.1 に準じて一つの新認定番号の採番・付与などを実施する。
  - b) 前 a)以外の当該法人における認証機関に対しては、ISO/IEC 17021 への移行を承認した時点で採用（付与予定を含む）されていない番号を採番し、正式に付与して新認定証を発行する。

## 2. 初回認定日

### 2.1 一法人に一つの新認定番号を付与する場合

新認定証における初回認定日は、該当する JAB R100 及び／又は JAB RE100 の認定基準に基づく初回認定日<sup>(注2)</sup>を引き継ぐものとする。

### 2.2 同一法人が「複数の異なるマネジメントシステム認証機関」としての認定を希望し、一法人に複数の新認定番号を付与する場合

それぞれの新認定証における初回認定日は、該当する JAB R100 又は JAB RE100 の認定基準に基づく初回認定日を引き継ぐものとする。

## 3. 付与を予定する新認定番号の確定及び通知

本協会は、2007年5月22日に前 1.1 a)及び 1.2 a)に基づく各機関に付与を予定する新認定番号を確定した後、対象全機関に同番号を通知する。

## 4. 新認定証に記載する機関名称に係る本協会への通知要領

新認定証の記載事項に係り、希望する新たな機関名称について、次の要領に基づき、該当する場合、本協会への連絡をお願いいたします。

なお、次の 4.1 又は 4.2 の選択は、原則として、先般、弊文書「JIS Q 17021 への移行スケジュール等の概要の提出依頼について（文書番号：06-認シス第 2881 号）」に対して回答いただきました選択に基づくものとします。

この回答からの変更を希望する場合は、これを 2007年4月27日までに本協会に通知いただきたくお願いいたします<sup>(注3)</sup>。

### 4.1 一法人として一つの新認定番号を希望する場合

ISO/IEC17021 マネジメントシステム認証機関への移行に伴い、一法人として一つの新認定番号を希望する機関（法人）は、次に該当する場合に限り、2007年4月27日までに、次の内容を本協会に書面（様式随意）により通知するものとする<sup>(注3)</sup>。

- a) 一つの法人が複数の審査登録機関をもち、それぞれの現機関名称が異なる場合、新認定証に記載を希望する機関名称（英文表記を含む）
- b) 前 a)の他、現機関名称の変更を希望する場合は、新たな機関名称（英文表

記を含む)

4.2 同一法人が「複数の異なるマネジメントシステム認証機関」としての認定を希望する場合

ISO/IEC17021 マネジメントシステム認証機関への移行に伴い、同一法人が「複数の異なるマネジメントシステム認証機関」として認定を希望する全ての機関（法人）は、2007年4月27日までに、次の内容を本協会に書面（様式随意）により通知するものとする<sup>(注3)</sup>。

- a) それぞれの機関名称（英文表記を含む）と対象とするマネジメントシステムの種類
- b) 前 1.2.a)に従った新認定番号の採番を希望する機関名称

以上

注1：本協会発行文書「ISO/IEC 17021（JIS Q 17021）認定への移行審査要領（文書番号：07-認シス第0425号）」の3.2項を参照

注2：JAB R100 及び JAB RE100 の両基準に対する認定を授与している場合は、そのうち、いずれか早い時期

注3：本協会通知先「財団法人日本適合性認定協会 総務部 業務グループ（E-mail：gyomu@jab.or.jp）」